

第3部

資料編

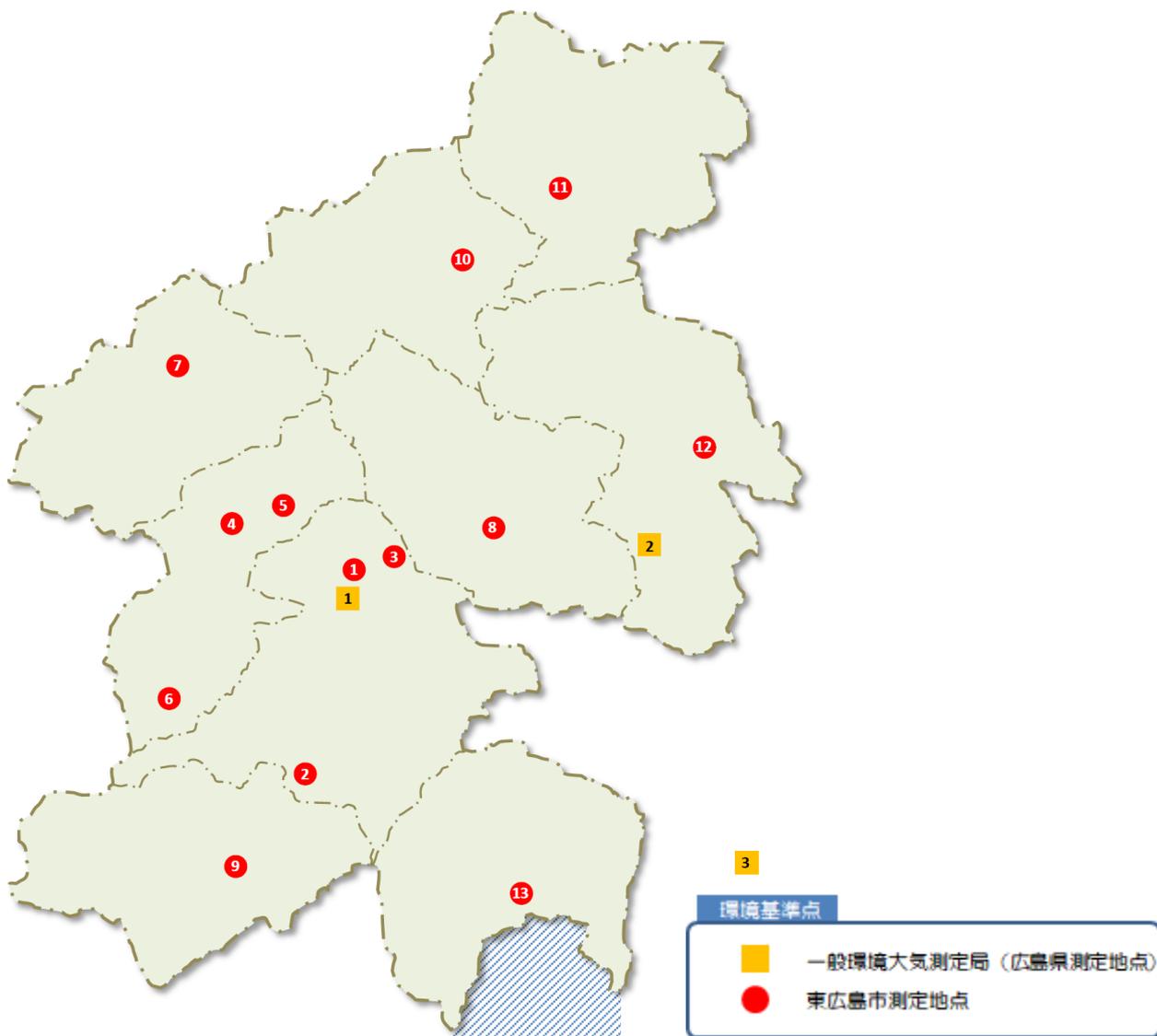
環境データ

環境基準・規制基準



写真：保野山眺望（安芸津町）

■一般環境大気測定局等における大気測定結果



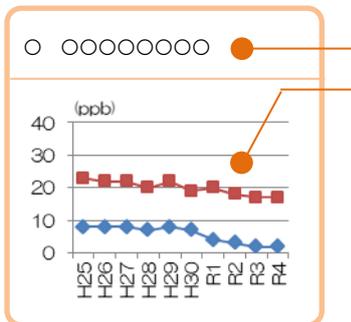
■一般環境大気測定局（広島県測定地点）

①	東広島西条小学校
②	河内入野
③	竹原高校

●東広島市測定地点

①	市役所本庁舎
②	板城小学校
③	吉行工業団地
④	八本松出張所
⑤	磯松工業団地
⑥	吉川工業団地
⑦	志和出張所
⑧	高屋出張所
⑨	黒瀬支所
⑩	福富支所
⑪	豊栄支所
⑫	河内支所
⑬	安芸津支所

大気データの見方

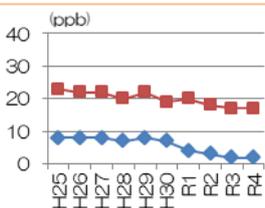


● 測定地点名を示しています
 過去10年間の大気の推移を示しています。

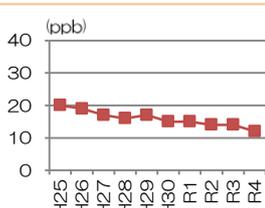
(参考) 環境基準値

- 二酸化硫黄(SO₂) [— ◆ —] 1時間値の1日平均値が40ppb以下であり、かつ、1時間値が100ppb以下であること。
- 二酸化窒素(NO₂) [— ■ —] 1時間値の1日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン又はそれ以下であること。

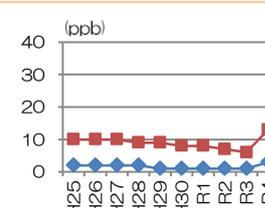
1 東広島西条小学校



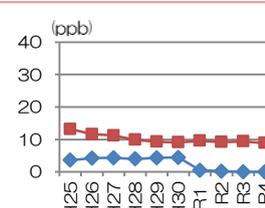
2 河内入野



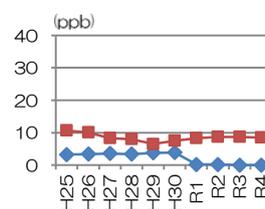
3 竹原高校



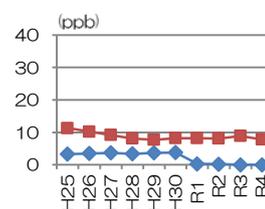
① 市役所本庁舎



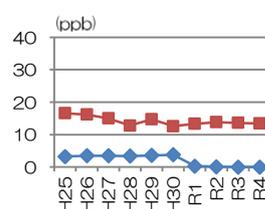
② 板城小学校



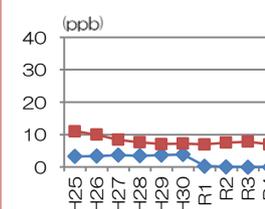
③ 吉行工業団地



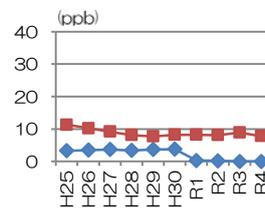
④ 八本松出張所



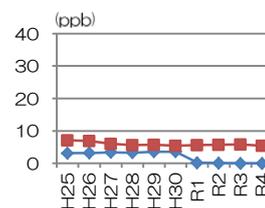
⑤ 磯松工業団地



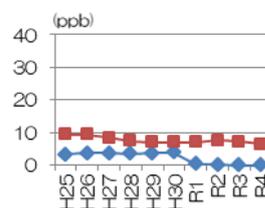
⑥ 吉川工業団地



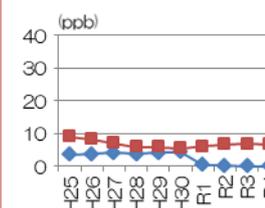
⑦ 志和出張所



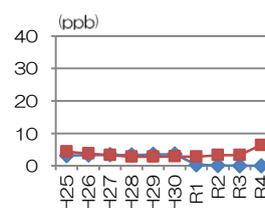
⑧ 高屋出張所



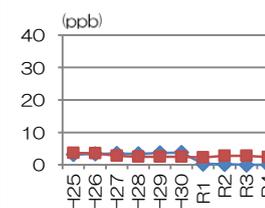
⑨ 黒瀬支所



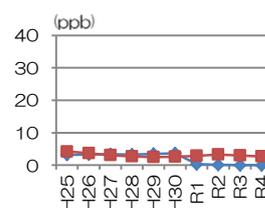
⑩ 福富支所



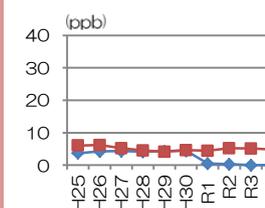
⑪ 豊栄支所



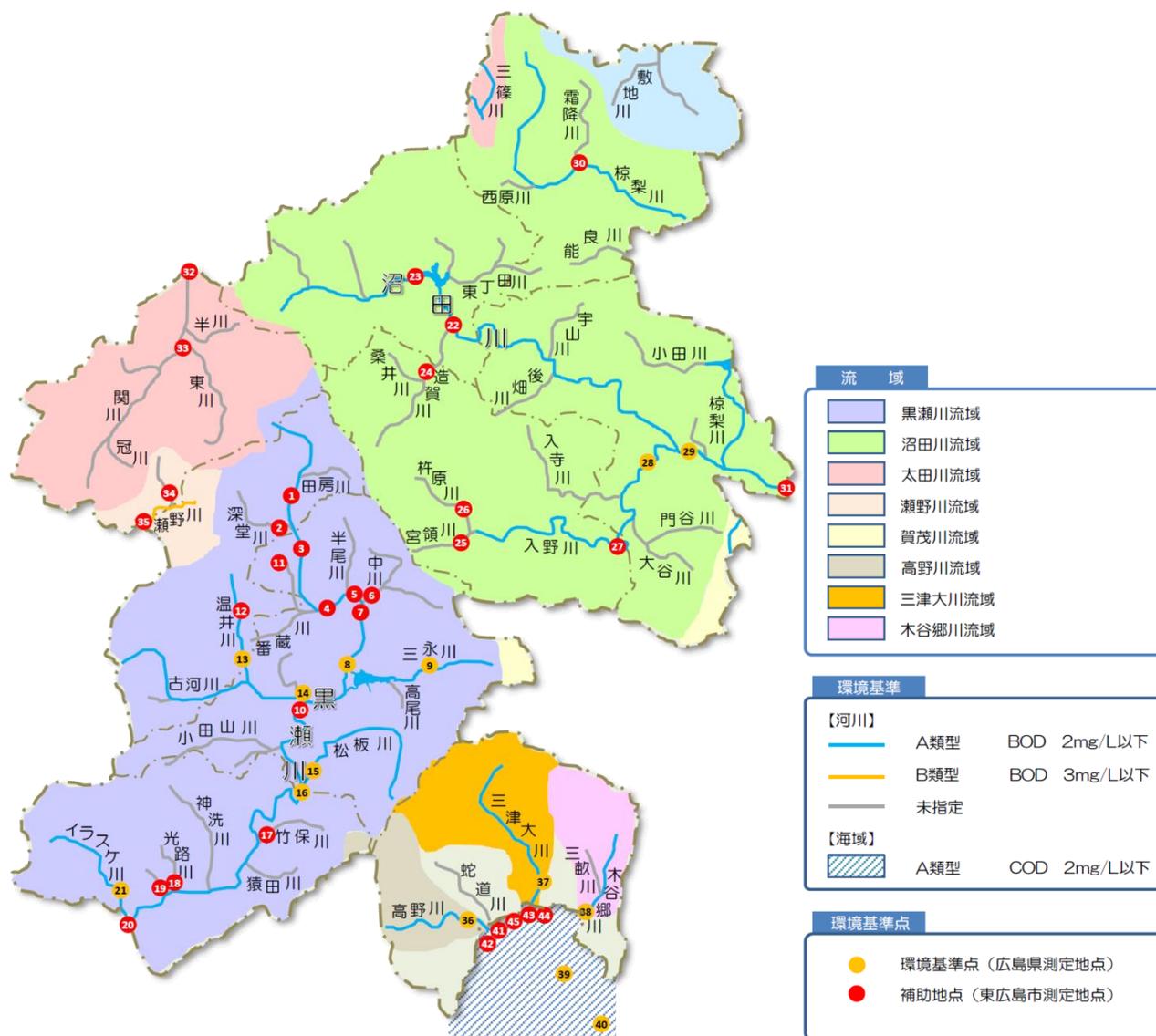
⑫ 河内支所



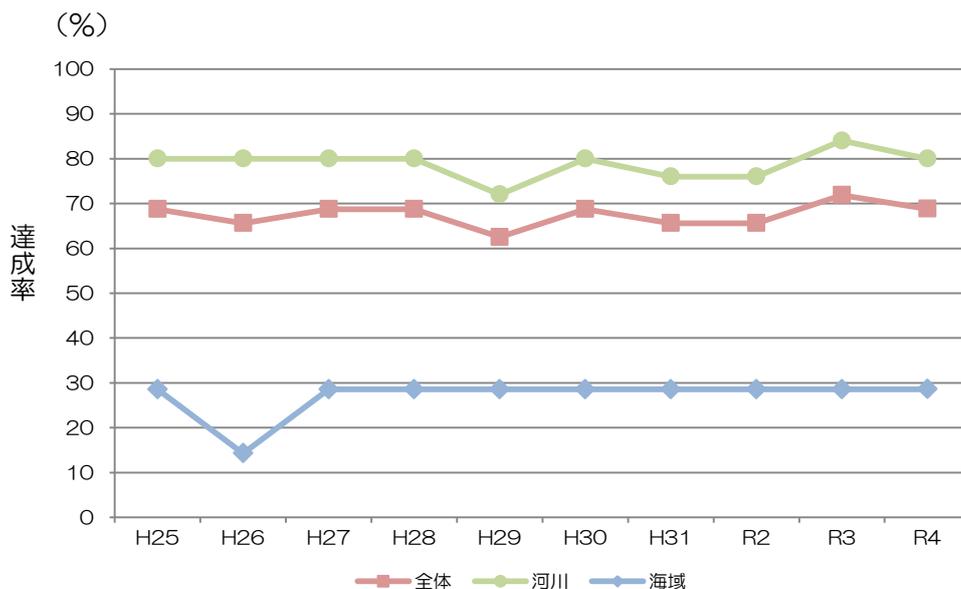
⑬ 安芸津支所



■環境基準点および補足点における水質測定結果

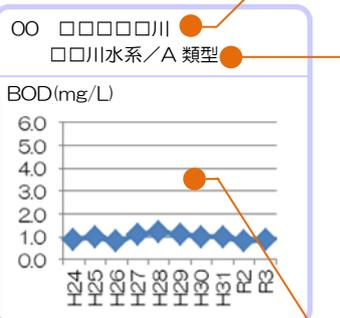


1	米満川上流	16	樋の詰橋	31	沼田川中流
2	深堂川	17	竹保川	32	関川中流1
3	切川	18	光路川	33	東川
4	番蔵川	19	笹野川	34	花坂川
5	石ヶ瀬橋上流	20	呉・黒瀬境界	35	瀬野川
6	中川	21	イラスケ川	36	風早
7	和泉橋上流	22	造賀川下流	37	三津小学校前
8	三永貯水池入口	23	沼田川上流2	38	下之谷
9	高尾	24	造賀川	39	安芸津・安浦地先3
10	黒瀬川下流	25	宮領川	40	安芸津・安浦地先4
11	道の駅・産業団地入口	26	杵原川	41	安芸津地先 No.1
12	温井川上流	27	入野川中流2	42	安芸津地先 No.2
13	温井川	28	入野川	43	安芸津地先 No.3
14	古河川2	29	入野川下流	44	安芸津地先 No.4
15	松板川	30	棕梨川上流	45	安芸津地先 No.5



公共用水域の環境基準（BOD 又は COD）達成率の推移

水質データの見方



測定地点名を示しています

水系名：測定地点となる河川の水系名を示しています

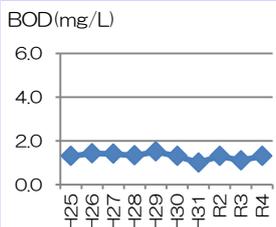
類型指定：環境基準が定められている場合、その類型を示しています

(参考) 類型指定に伴う環境基準値[一部抜粋]

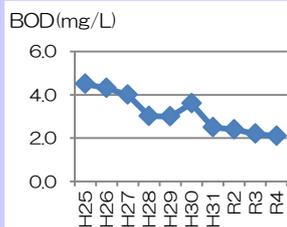
類型	河川 (BOD)	海域 (COD)
A 類型	2mg/L 以下	2mg/L 以下
B 類型	3mg/L 以下	3mg/L 以下

過去 10 年間の水質(75%値)の推移を示しています。

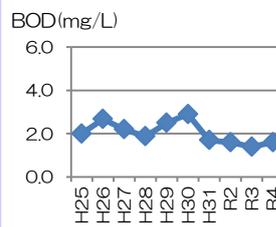
1 米満川上流
黒瀬川水系/A 類型



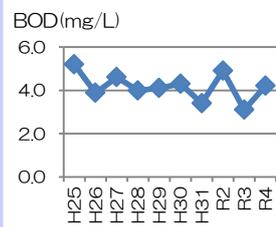
2 深堂川
黒瀬川水系/類型指定なし



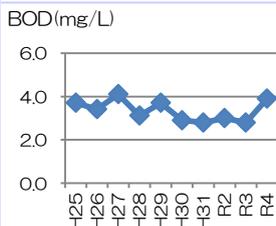
3 切川
黒瀬川水系/A 類型



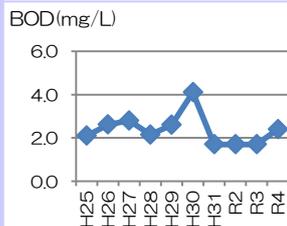
4 番蔵川
黒瀬川水系/類型指定なし



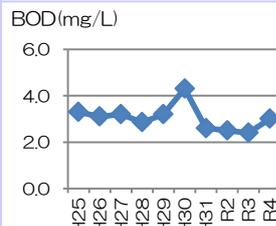
5 石ヶ瀬橋上流
黒瀬川水系/A 類型



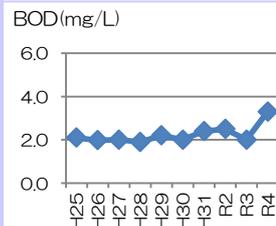
6 中川
黒瀬川水系/類型指定なし



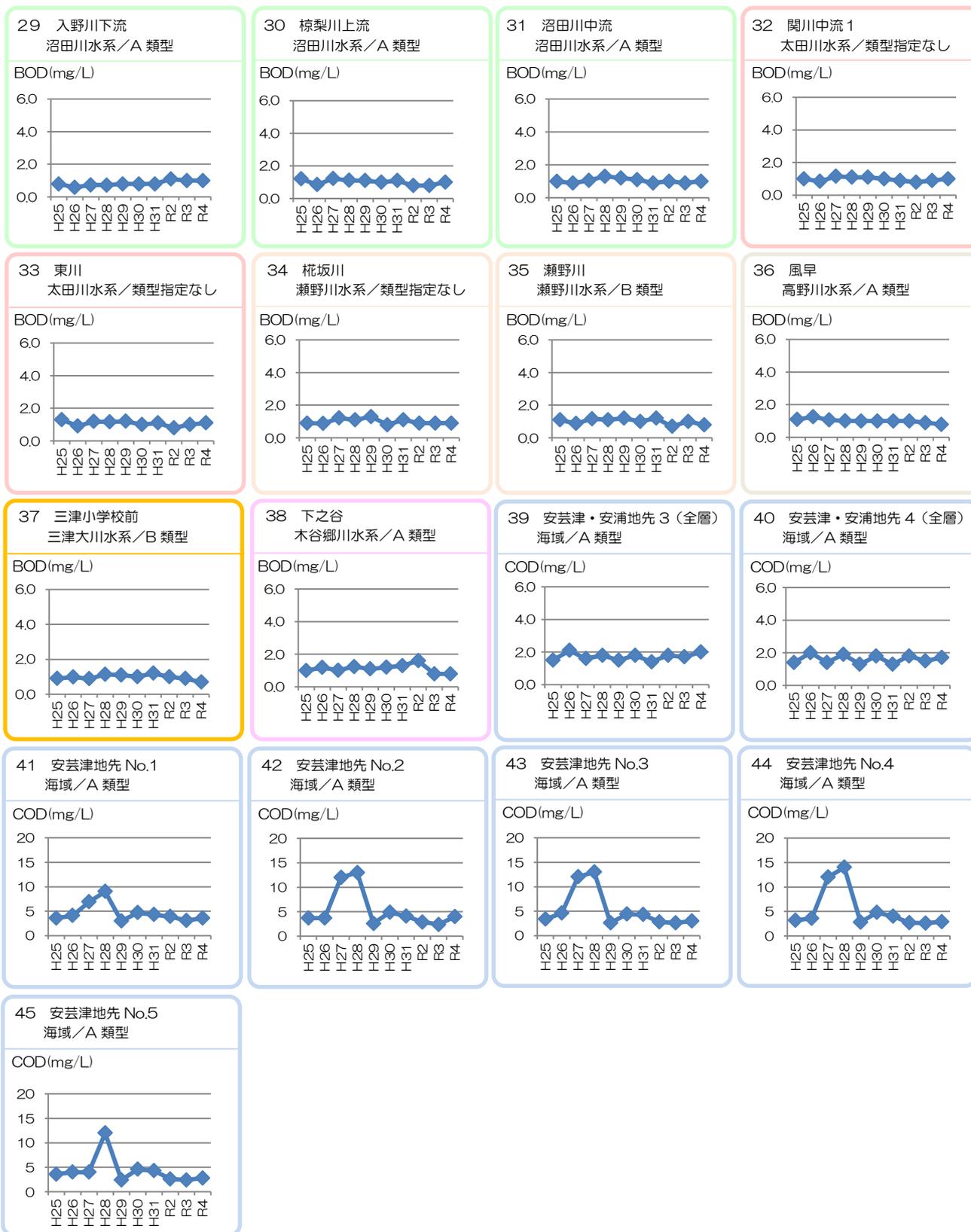
7 和泉橋上流
黒瀬川水系/A 類型



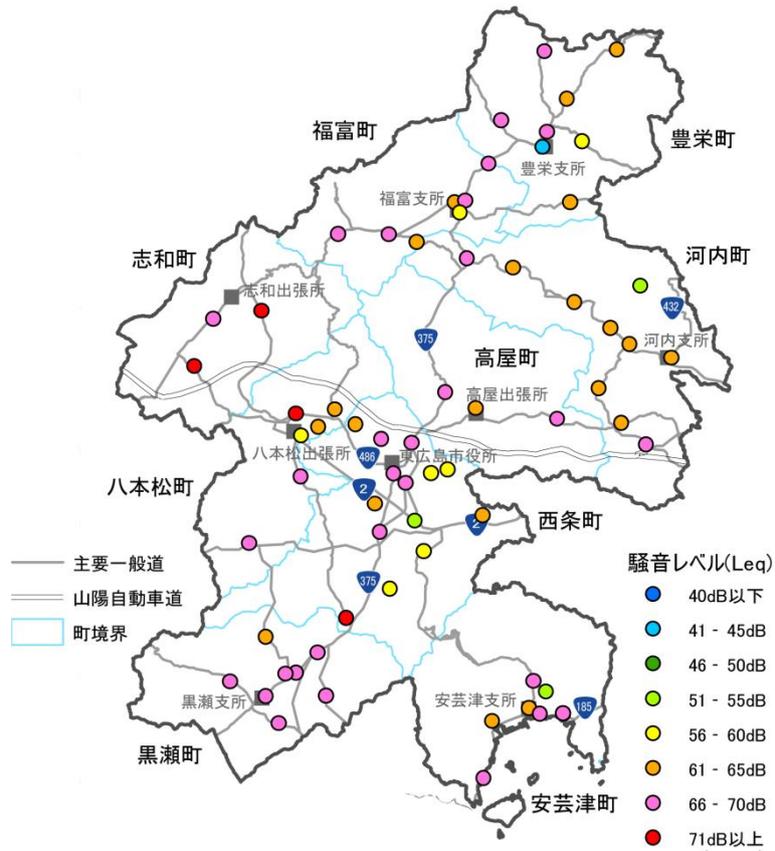
8 三永貯水池入口
黒瀬川水系/A 類型



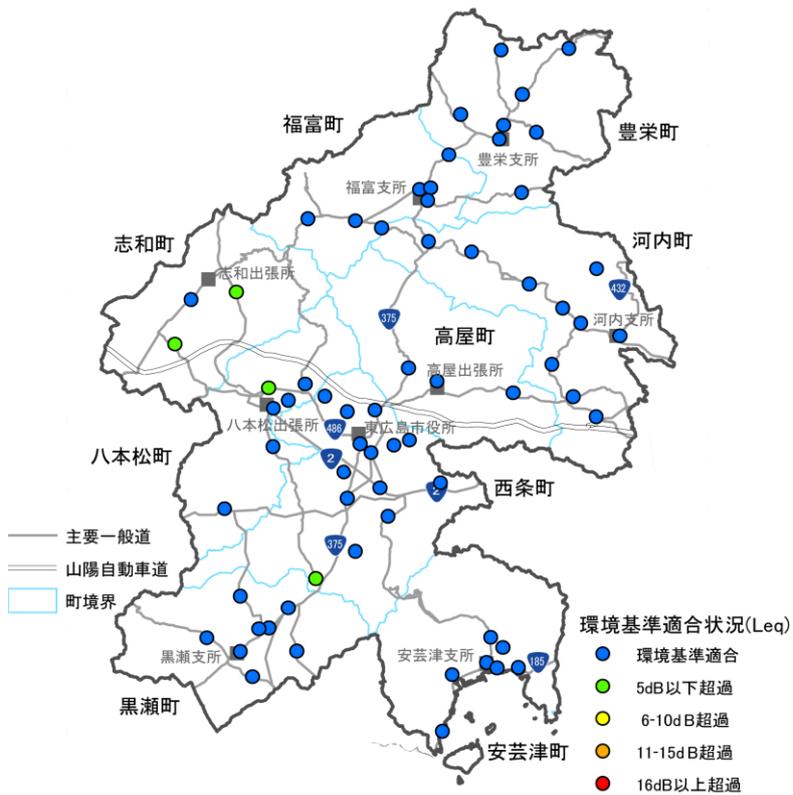




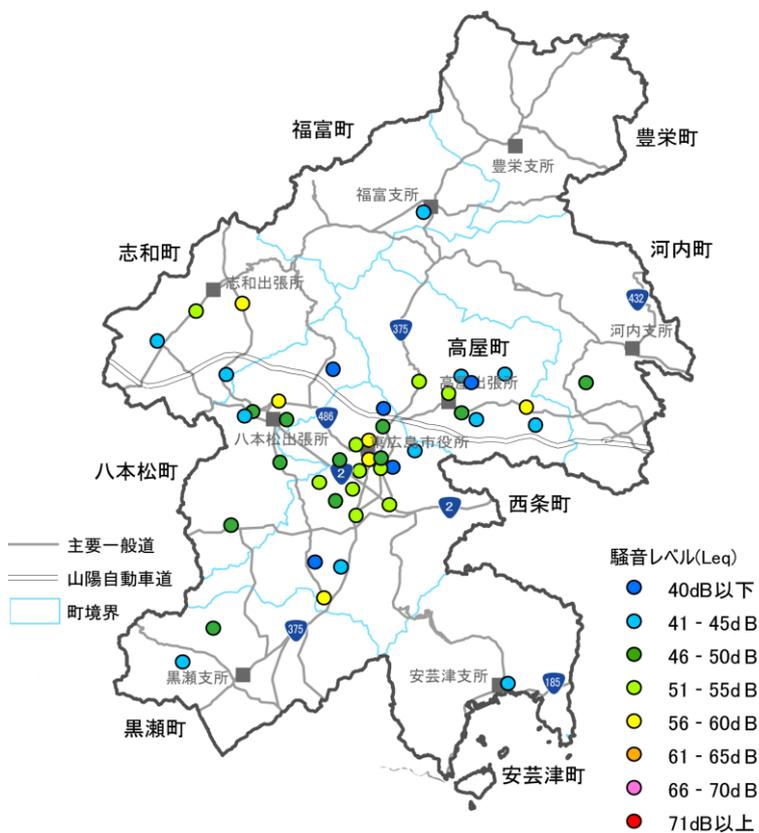
■ 一般環境騒音調査結果



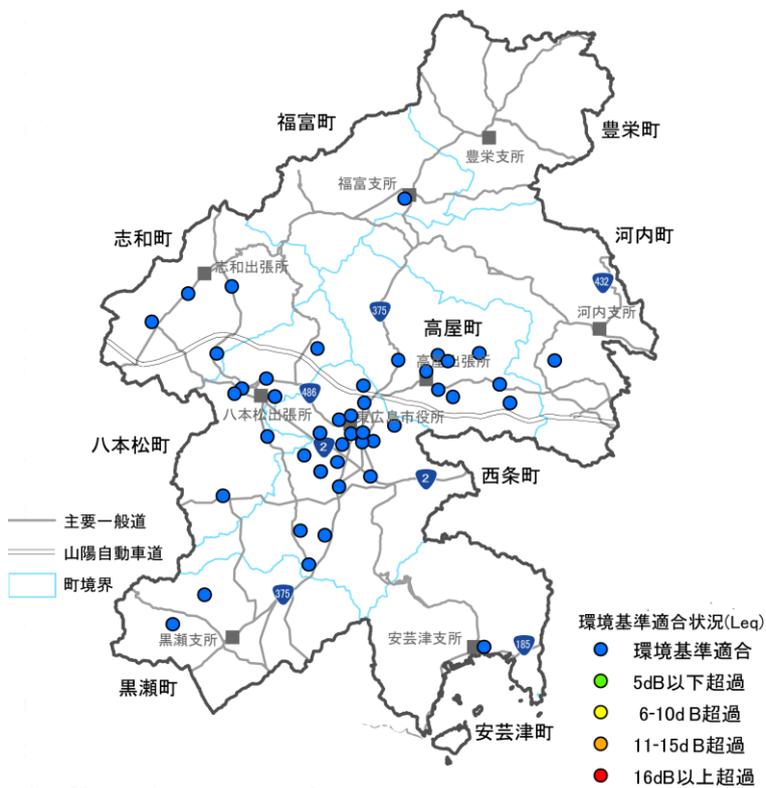
道路端における環境騒音（令和4年度）



道路端における環境騒音の環境基準との適合性（令和4年度）

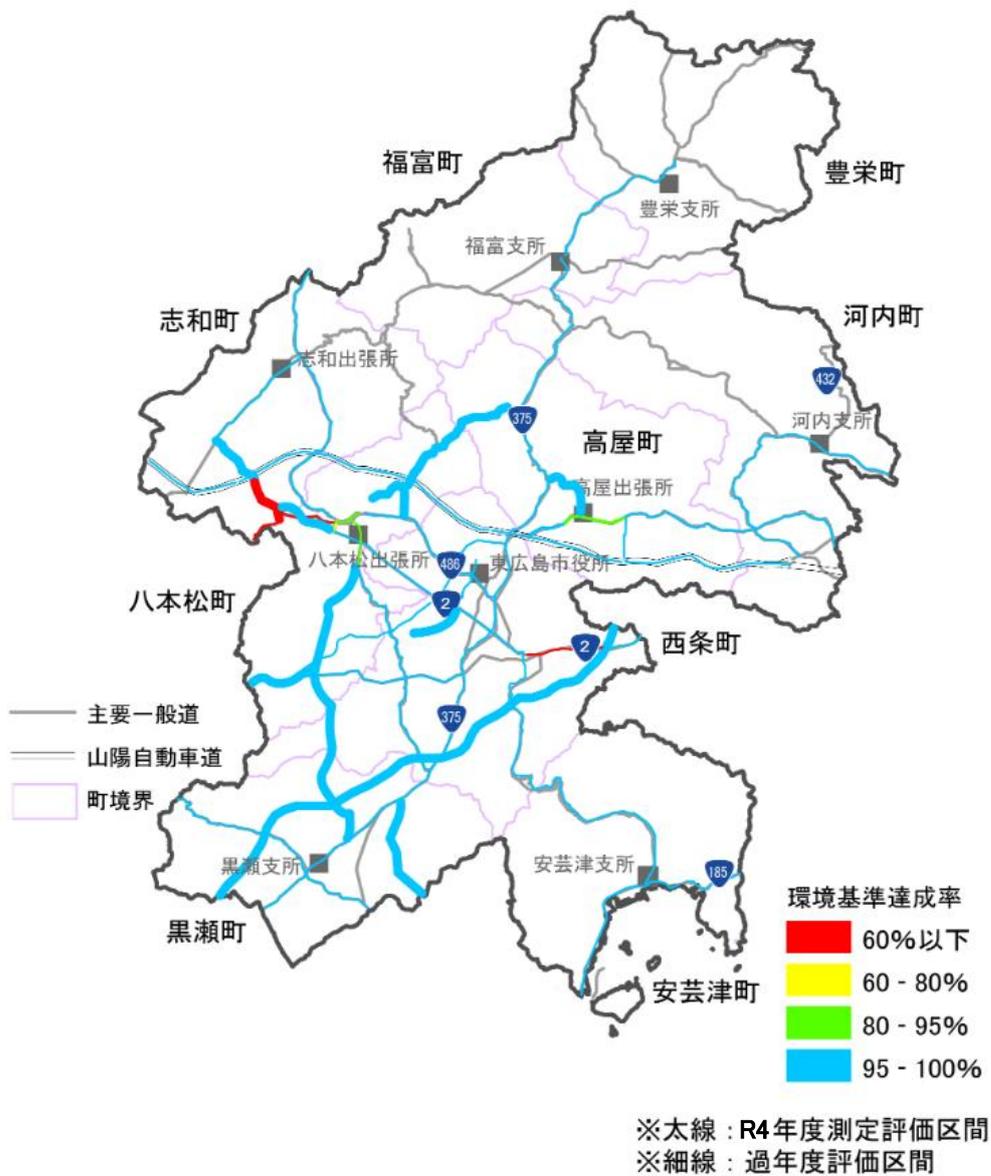


一般地域及び道路背後地における環境騒音（令和4年度）



一般地域及び道路背後地における環境騒音の環境基準との適合性（令和4年度）

■自動車騒音調査結果



自動車騒音常時監視 評価対象住居等の環境基準の達成状況
 (昼間・夜間とも基準値以下の戸数の割合)

航空機騒音測定結果（令和4年度）

■航空機騒音短期測定結果

測定場所	L _{den} （時間帯補正等価騒音レベル）		
	R4年度		
	9～10月調査	1月調査	平均値
東広島市河内町入野 元兼地区	45.1	49.3	47.2
〃 〃 〃 杉木地区	50.2	51.7	51.0
〃 〃 〃 有田峰団地	48.6	49.9	49.3
〃 〃 〃 有田陰地地区	46.3	49.2	47.8
〃 〃 〃 徳広地区	45.8	47.9	46.9
〃 〃 〃 栃木地区	44.7	48.5	46.6
〃 〃 〃 中倉地区	43.5	45.5	44.5
〃 〃 〃 木梨地区	39.7	45.5	42.6
〃 〃 〃 大内原地区	43.8	48.1	46.0
〃 〃 〃 大仙地区	43.5	49.6	46.6

資料：令和5年度広島県環境データ集

■航空機騒音常時監視

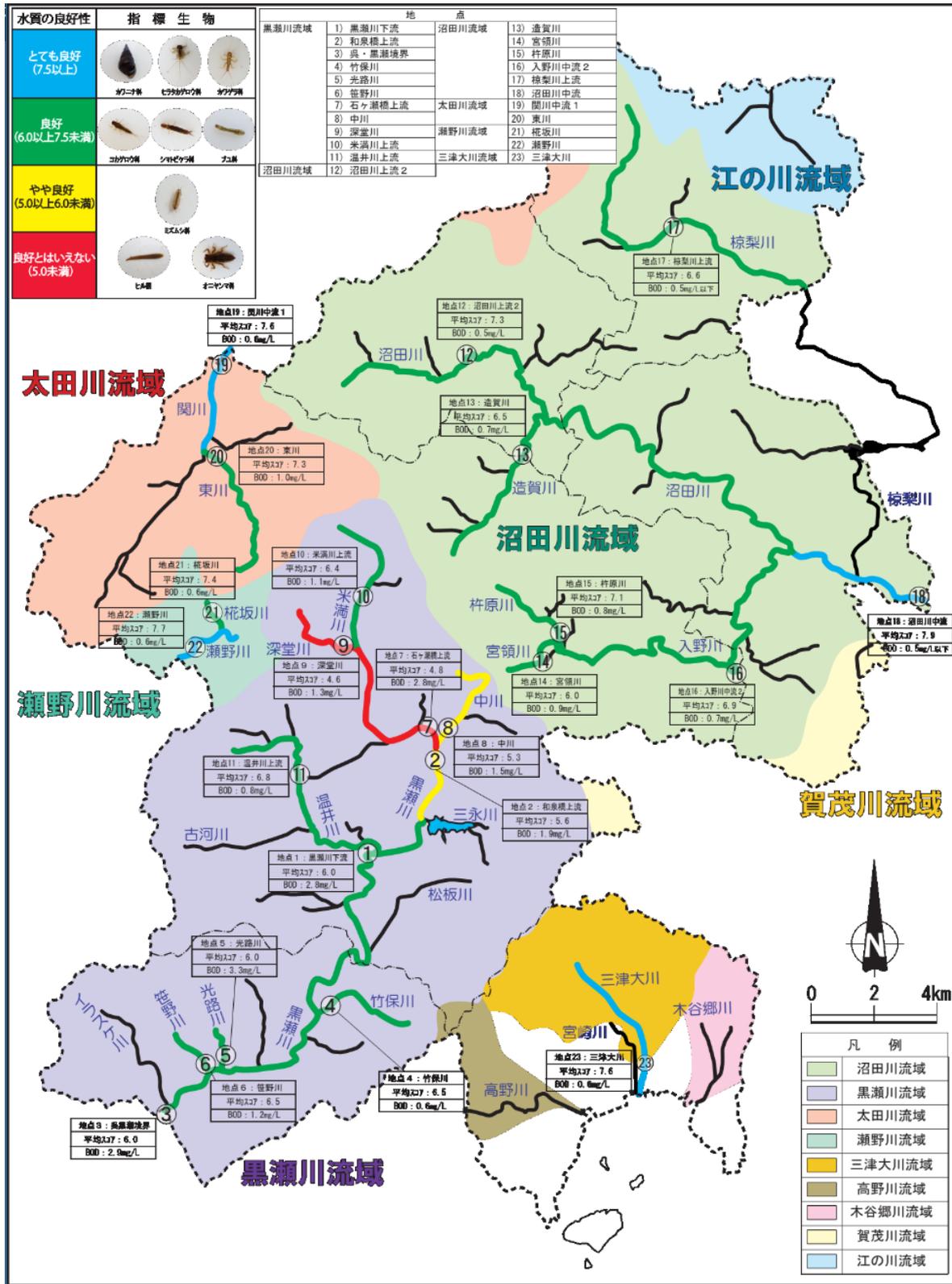
測定場所	L _{den} （時間帯補正等価騒音レベル）
	R4年度パワー平均値
東広島市河内町入野字河隅（県道広島空港線道路用地）	53.8
〃 〃 〃 字元兼（元兼集会所）	50.3
〃 〃 〃 字重広（中央老人集会所）	48.8

資料：令和5年度広島県環境データ集



引用：国土交通省 HP（一部改変）

■水生生物調査結果



水生生物調査マップ（令和4年度）

底生生物による水質判定結果の経年変化

水系	地点/年度		日本版平均スコア法による水質判定結果 ^{※1}				
			H30	R01	R02	R03	R04
黒瀬川	1	黒瀬川下流	6.0	5.2	5.7	5.4	6.0
	2	和泉橋上流	5.2	4.6	4.8	5.4	5.6
	3	呉・黒瀬境界	6.0	5.5	5.5	5.9	6.0
	4	竹保川	6.7	7.4	6.3	6.3	6.5
	5	光路川	5.1	5.7	5.1	5.9	6.0
	6	笹野川	5.2	5.8	5.4	5.8	6.5
	7	石ヶ瀬橋上流	4.6	4.3	4.6	5.4	4.8
	8	中川	5.4	5.8	6.0	6.3	5.3
	9	深堂川	5.0	6.2	5.3	5.3	4.6
	10	米満川上流	6.8	6.5	5.9	6.4	6.4
	11	温井川上流	5.1	6.8	5.4	6.9	6.8
沼田川	12	沼田川上流2	7.4	7.6	7.4	7.9	7.3
	13	造賀川	5.8	6.0	6.3	6.1	6.5
	14	宮領川	5.2	5.9	5.3	5.6	6.0
	15	杵原川	6.1	6.6	6.4	6.7	7.1
	16	入野川中流2	7.6	7.6	6.9	6.4	6.9
	17	棕梨川上流	7.4	7.1	6.8	6.3	6.6
	18	沼田川中流	7.7	8.1	8.0	8.0	7.9
太田川	19	関川中流1	7.3	7.4	7.8	7.3	7.6
	20	東川	7.6	7.6	7.3	7.9	7.3
瀬野川	21	椀坂川	7.3	7.4	8.3	6.7	7.4
	22	瀬野川	7.2	7.6	7.4	7.7	7.7
三津大川	23	三津大川	7.9	7.9	7.6	7.5	7.6

※1: ■「7.5以上」(とても良好)、■「6.0以上 7.5未満」(良好)、■「5.0以上 6.0未満」(やや良好)、■「5.0未満」(良好とはいえない)

1 大気関係

■大気汚染等に係る環境基準

制定年月日	物質	環境上の条件	制定年月日	物質	環境上の条件
昭和48.5.16 (環告第35号)	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和53.7.11 (環告第38号)	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
昭和48.5.8 (環告第25号)	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48.5.8 (環告第25号)	光化学オキシ ダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
昭和48.5.8 (環告第25号)	浮遊粒子状物 質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。			

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

■有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

制定年月日	物質	環境上の条件	制定年月日	物質	環境上の条件
平成9.2.4. (環告第4号)	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9.2.4. (環告第4号)	テトラクロロ エチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
平成30.11.19 (環告第100号)	トリクロロエ チレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	平成13.4.20 (環告第30号)	ジクロロメタ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

■ダイオキシン類に係る環境基準

制定年月日	物質	環境上の条件
平成11.12.27 (環告第68号)	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

■微小粒子状物質に係る環境基準

制定年月日	物質	環境上の条件
平成21.9.9 (環告第33号)	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(1) 大気汚染防止法における規制基準の概要

ア ばい煙

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法		
	定 義	基 準 等	測 定 義 務
ば い 煙	1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	(1)K値規制 (2)特別排出基準 (K値) (3)季節燃料規制	$q \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	(1)濃度規制 (2)特別排出基準 (該当なし) (3)上乗せ基準 (未制定)	$Q \geq 4万$ 1回/2月以上 $Q < 4万$ 2回/1年以上 (注3)(注4)
	3 有害物質 (物の燃焼、合成、分解その他の処理 (機械的処理を除く。) に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの) ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ 弗素、弗化水素及び弗化珪素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物	(1)濃度規制 (2)上乗せ基準 (未制定)	$Q \geq 4万$ 1回/2月以上 $Q < 4万$ 2回/1年以上 (注3)(注5)
	4 特定有害物質 (燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの) (未制定)	(1)K値規制 (2)特別排出基準 (K値)	
	5 指定ばい煙 (政令で定めるばい煙) ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物	(1)総量規制・燃料規制 (2)総量規制 (本市該当なし)	SO_x $q \geq 10$ 常時 NO_x $Q \geq 4万$ 常時
		(事故時の措置) ばい煙発生施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、 ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。	

イ 特定物質・揮発性有機化合物

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法		
	定 義	基 準 等	測 定 義 務
特定物質	物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの ①アンモニア ⑮ベンゼン ②弗化水素 ⑯ピリジン ③シアン化水素 ⑰フェノール ④一酸化炭素 ⑱硫酸 (含 三酸化硫黄) ⑤ホルムアルデヒド ⑲弗化珪素 ⑥メタノール ⑳ホスゲン ⑦硫化水素 ㉑二酸化セレン ⑧燐化水素 ㉒クロルスルホン酸 ⑨塩化水素 ㉓黄燐 ⑩二酸化窒素 ㉔三塩化燐 ⑪アクロレイン ㉕臭素 ⑫二酸化硫黄 ㉖ニッケルカルボニル ⑬塩素 ㉗五塩化燐 ⑭二硫化炭素 ㉘メルカプタン	(事故時の措置) 特定施設 (特定物質を発生する施設) について、故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 ①事故の応急処置を講じる。 ②事故をすみやかに復旧するように努める。	
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (除外物質を除く。) 除外物質 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb及びHFC-43-10mee	(1)濃度規制	1回/1年以上

ウ 一般粉じん・特定粉じん・指定物質・自動車排出ガス

規制物質	大気汚染防止法		
	定義	基準等	測定義務
粉じん一般	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準	
特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①石綿	敷地境界線における濃度規制	従業員21人以上 1回/6月以上 従業員20人以下 当分の間猶予
		特定粉じん排出等作業における作業基準	
等水銀	水銀及びその化合物	濃度規制	Q \geq 4万 1回/4月以上 Q<4万 1回/6月以上 (注6)(注7)(注8)
指定物質	有害大気汚染物質*のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの ①ベンゼン ②トリクロロエチレン ③テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準	
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 ①一酸化炭素 ④窒素酸化物 ②炭化水素 ⑤粒子状物質 ③鉛化合物		

(1) 広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準

規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）		
	定義	基準等	測定義務
ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化合物	K値規制	$a \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	Q \geq 4万 1回/2月以上 Q<4万 2回/1年以上 (注3)
	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質） ①アンモニア ⑨二酸化硫黄 ②ふっ素及びその化合物 ⑩塩素 ③シアン及びその化合物 ⑪二硫化炭素 ④一酸化炭素 ⑫フェノール ⑤ホルムアルデヒド ⑬硫酸 ⑥硫化水素（含、三酸化硫黄） ⑦塩化水素 ⑭黄りん ⑧二酸化窒素 ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	Q \geq 4万 1回/2月以上 4万>Q \geq 0.5万 2回/1年以上 (注3)
	4. 大気関係特定有害物質（燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）		
粉じん	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・管理基準	

- 注1 測定結果は、ばい煙量等測定記録表等により記録し、その記録を3年間保存すること。なお、計量法第107条の登録を受けた者から、当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。（当該証明書は3年間保存）
- 2 Q：排出ガス量（0°C、1気圧）単位（Nm³/h） q：硫黄酸化物排出量（0°C、1気圧）単位（Nm³/h）
- 3 排出ガス量が4万Nm³/h未満のばい煙発生施設等で継続して休止する期間が6カ月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度の測定は年1回以上。
- 4 廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については、次のとおり。
- 1 廃棄物焼却炉 ①焼却能力4t/h以上のものは2月に1回以上 ②焼却能力4t/h未満のものは年2回以上
 - 2 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及び燃料電池用改質器（ガス発生炉） 5年1回以上
- 5 燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、5年1回以上。
- 6 測定対象は、全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）。
- 7 一定の条件を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀濃度の測定を省略する）ことができる。
この場合であっても、3年に1回以上の粒子状水銀の測定は必要。
- 8 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉については、1回/1年以上。
- *継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの。（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）

(2) ダイオキシン類対策特別措置法による大気（排出ガス）に係る排出基準

■大気（排出ガス）排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の		新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上 又は 焼却能力が合計50kg/時以上)	4t/時間以上	0.1	1
	2t～4t/時間未満	1	5
	200kg～2t/時間未満	5	10
	～200kg/時間未満		
製鋼用電気炉 変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの (铸鋼または鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)		0.5	5
焼結鉱製造用焼結炉 原料の処理能力が1トン/時間以上のもの		0.1	1
亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉及び乾燥炉 原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの		1	10
アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 溶解炉：容量が1トン以上のもの 焙焼炉及び乾燥炉：原料の処理能力が0.5トン/時間以上のもの		1	5

〔備考〕

- 1 基準適用場所は各排出口(各煙突)とする。
- 2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあっては15%、廃棄物焼却炉にあっては12%とする。
- 3 既存施設とは、H12.1.14までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/時間以上のものに限る。)については新設施設とする。
- 4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉(燃焼室)の規模とする。

2 水質関係

■水質調査項目

(1) 一般項目

水の状態を表す指標で、主に人間の感覚によって判定します。

項目	説明
水温 [単位 °C] (Water temperature)	水温は水中に溶解している物質の化学的変化や生物の活動と密接な関係があり、水質に大きな影響を与えます。 水温を測ることはその水の起源—河川水、地下水、伏流水、温泉、湖沼水、排水等を判定する要素となります。
外観 [単位 —] (appearance)	水の濁りの程度や水の色の状態をいいます。外観を観察することによって、水の汚染の有無や含有物質を推定できる場合もあります。
臭気 [単位 —] (odor)	水の臭気は、排水の混入、プランクトンや細菌の繁殖や死滅、地質等に由来します。におい物質には有機物が多いですが、硫化水素やアンモニアのように無機物によることもあり、低濃度でも強い臭気を発するものもあります。
色度 [単位 —] (color)	水中に含まれる腐植質（フミン質）由来の溶解性物質やコロイド性物質が示す、おおむね黄色から淡黄色の色調について測ります。測定は、比色法や透過光測定法により行います。一般に、水の色は、濁りによるものよりも溶解性物質によるものの方が衛生上注意を要すると言われます。
透視度 [単位 度] (transparency)	水中の浮遊物質やコロイド状物質などの濁りの程度を示す指標です。比較的濁った水の透明度を簡単に測るのに適しています。底の平らな直径 3cm、高さ 30cm～100cm 程度の下口付きガラス管に試料水を入れ、その底において標識版の二重十字が明らかに識別できる限界の水の厚さ 1cm を 1 度として表します。
透明度 [単位 m] (transparency)	水の清濁の程度を表す指標です。透明度板、あるいはゼッキ板と呼ばれる径 30cm の白色板を水中に沈め、ちょうどそれが周囲と区別できなくなる深度をメートルで表したものです。

(2) 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する最も基本的な水質項目です。

項目	説明	環境に対する影響
水素イオン濃度指数 [単位 —] (pH: ピーエッチ)	水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標です。通常の淡水は pH7 前後で、海水はややアルカリ性の pH8 前後です。	酸性やアルカリ性に傾くと、水の利用に支障が出るほか、水生生物に影響を及ぼします。
溶存酸素 [単位 mg/L] (DO: Dissolved oxygen)	水中に溶けている酸素量のこと、きれいな水ではほぼ飽和状態、やや汚染された水では 5mg/L 以上、非常に汚染された水ではゼロないし微量となります。	DO が低いと水生生物の生息が難しくなり、魚類は生息できなくなります。酸欠状態が続くと、有機物の腐敗が起り、悪臭が発生します。
生物化学的酸素要求量 [単位 mg/L] (BOD: Biochemical oxygen demand)	河川の水域で使用される有機物による水質汚濁の指標です。水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素の量で、20°C で 5 日間培養した時の酸素消費量で表します。	BOD が高いと、水中の酸素が欠乏しやすい状態となるため、水生生物相が貧弱となり、魚類は生息できなくなります。
化学的酸素要求量 [単位 mg/L] (COD: Chemical oxygen demand)	湖沼や海域で使用される有機物による水質汚濁の指標です。水中の有機物を酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算して表します。	COD が高いと、水中の酸素が欠乏しやすい状態となるため、水生生物相が貧弱となり、魚類は生息できなくなります。
浮遊物質 [単位 mg/L] (SS: suspended solid)	水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の不溶性物質のこと、粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、工場由来の有機物や金属の沈殿物などが含まれます。	SS が高いと魚類のえらを塞いで斃死させたり、藻類の光合成を阻害します。また、沈殿堆積して、底生生物を斃死や枯死させたりします。
大腸菌数 [単位 CFU※/100ml] (coliform count) ※CFU: Colony Forming Unit コロニー形成単位	大腸菌数は、主に、人または動物の排泄物による汚染の指標として用いられます。	大腸菌数が高いことは、人や動物の排泄物で汚染されている可能性を意味し、赤痢菌など他の病原菌による汚染が疑われます。
全窒素 [単位 mg/L] TN: Total nitrogen	湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられます。窒素は水中ではイオンや化合物の形で存在しますが、全窒素は試料水に含まれる窒素の総量で表します。	窒素は植物の生育に必要不可欠なものですが、大量の窒素が閉鎖性水域に流入すると富栄養化が進み赤潮や青潮を引き起こす原因となります。

項目	説明	環境に対する影響
全リン [単位 mg/L] TP: Total phosphorus	湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられます。リンは水中ではイオンや化合物の形で存在しますが、全リンは試料水に含まれる窒素の総量で表します。	リンは植物の生育に必要なものですが、大量のリンが閉鎖性水域に流入すると富栄養化が進み赤潮や青潮を引き起こす原因となります。
全亜鉛 [単位 mg/L] Zinc	食品類や生活用品に幅広く含まれています。また、亜鉛を含む排水の排出源となる業種も多岐にわたります。亜鉛の主要な用途は、亜鉛鋼板、ダイカスト、無機農薬類等です。これらの中で公共水域の亜鉛濃度の上昇に影響を与えるものは、亜鉛の水溶性化合物が挙げられます。	亜鉛の人への毒性は低く、飲用しても健康上の支障はありませんが、金属味がしたり、灰濁します。一方、ニジマス等のサケ・マス類は特に幼稚魚は亜鉛の急性毒性を受けやすいとされています。
n-ヘキサン抽出物質 [単位 mg/L] normalhexane extracts	油分（ノルマルヘキサン抽出物質）は、主として、無機性及び有機性の油分による汚染の指標として用いられています。	特に海域では、オイルタンカーからの排水・事故による汚染が問題となっています。

(備考) 単位の説明

mg/L: 重量濃度を表す単位で、水1リットルに含まれる対象物質の質量を mg 数で表したものの。

(3) 健康項目

(引用: 国立環境研究所 一部改変)

項目	説明	環境に対する影響
カドミウム	充電式電池、塗料、メッキ工業など、用途が広い重金属です。自然界には、広くごく微量に分布しており、地表水や地下水にごく微量存在すると言われています。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を起こします。イタイイタイ病の原因物質とされます。
全シアン	めっき工業や化学工業などで使用される無機化合物です。水中ではシアンイオンやシアン化合物として存在します。全シアンは試料水中に含まれるシアンの総量を測定するものです。	生体への蓄積性はありませんが、急性毒性を引き起こします。シアンに汚染された水を飲用すると、急激に粘膜から吸収され、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こします。
鉛	重金属です。鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤等広く使用されています。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。
六価クロム	重金属です。化学工業薬品・メッキ剤などに用いられます。	生体への蓄積性があり慢性中毒を引き起こします。皮膚潰瘍、胃・肺ガン、鼻中隔湾曲等を発症します。
砒素	重金属です。鉱山、製薬、半導体工業などに用いられます。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がんなどを発症します。
総水銀	重金属です。化学工業、電解ソーダ、蛍光灯、計器等に用いられます。	環境中で有機水銀に転換する可能性があります。
アルキル水銀	金属有機化合物です。かつては、有機水銀系農薬、有機水銀製剤がありました。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。水俣病の原因物質とされ、運動失調や視野狭窄などを発症します。
PCB	有機塩素化合物です。かつては、電気絶縁油、熱媒体、ノーカーボン複写紙などに用いられたが、現在は製造されていません。	生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こします。生体黒色色素沈着、塩素座着などを発症します。油症事件の原因物質とされます。
シクロロメタン	低分子有機塩素化合物です。シクロロメタンは、無色透明の水より重く、揮発性の液体で芳香臭があります。プリント基板の洗浄、金属の脱脂洗浄、冷媒、ラッカーなどに用いられます。	生体への蓄積性はありません。発がん性があります。強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となります。

項目	説明	環境に対する影響
四塩化炭素	低分子有機塩素化合物です。無色透明の水に難溶性の液体です。機械器具の洗剤、殺虫剤、ドライクリーニングの洗剤、フロンガスの製造、その他の化学工業原料などに用いられます。	生体への蓄積性はありません。発がん性があります。強浸透性のため、主に地下水への影響が問題となります。
1,2-ジクロロエタン	低分子有機塩素化合物です。無色透明の油状の液体で揮発性があります。塩化ビニルモノマーの原料、エチレンジアミン、合成樹脂の原料、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤などに用いられます。	
1,1-ジクロロエチレン	低分子有機塩素化合物です。無色ないし淡黄色で芳香臭の重い液体で揮発性、水に難溶性です。有機溶剤に可溶で、ポリ塩化ビニリデン（コーティングシート）の原料などに用いられます。	
シス 1,2-ジクロロエチレン	低分子有機塩素化合物です。無色透明、芳香性、揮発性の液体で水に難溶です。溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに用いられます。	
1,1,1-トリクロロエタン	低分子有機塩素化合物です。揮発性の液体です。金属の洗浄、ドライクリーニング用洗剤などに用いられます。	
1,1,2-トリクロロエタン	低分子有機塩素化合物です。無色透明、揮発性で水に溶けない液体です。有機溶剤にはよく溶けます。粘着剤、溶剤などに用いられます。	
トリクロロエチレン	低分子有機塩素化合物です。揮発性で水に難溶性の液体です。機械金属部品や電子部品の脱脂やドライクリーニング用の洗剤などに用いられます。	
テトラクロロエチレン		
1,3-ジクロロプロペン	低分子有機塩素化合物です。淡黄色で水より重く、揮発性の液体です。土壌薰蒸剤、殺線虫剤などに用いられる農薬です。	発がん性があります。
チウラム	農薬です。白色の結晶で水に難溶で、クロロホルムに可溶です。種子、球根、芝などの殺菌剤、ゴムの加硫促進剤などに用いられます。	急性中毒を引き起こします。
シマジン	農薬です。白色の結晶で水、有機溶剤に難溶です。トリアジン系除草剤で、野菜、豆類、芝などに用いられる。	急性中毒を引き起こします。
チオベンカルブ	農薬です。無色か淡黄色の液体で水に難溶で有機溶剤に可溶です。チオカーバメイト系除草剤で、稲、野菜、豆類などに用いられる。	急性中毒を引き起こします。
ベンゼン	無色の液体で、沸点80℃の揮発性、可燃性、水より軽く水に難溶、有機溶剤に可溶です。染料、溶剤、合成ゴム、合成皮革、合成顔料など、化学工業原料などに用いられ、ガソリンに1%前後含まれています。	発がん性があります。

項目	説明	環境に対する影響
セレン	硫黄に類似した固体元素です。複写機感光体、整流器、太陽電池、赤色顔料、ガラス着色剤などに用いられます。	発がん性があります。肝硬変を引き起こす原因とされます。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸イオンまたは亜硝酸イオンの化合物です。電気めっきにおける洗浄剤・防錆剤、希土類精鉱の溶解剤、その他、製品の触媒、化学肥料などに用いられます。また、環境中で種々の有機窒素化合物、無機窒素化合物からアンモニア性窒素を経て生成されます。	急性中毒を引き起こします。高濃度の硝酸・亜硝酸性窒素を含む水の摂取によって、特に乳幼児にメトヘモグロビン血症を発症する原因となります。
ふっ素	化学作用は極めて強いため、自然界では、遊離の状態では存在せず、ホタル石等の形態で存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在します。金属の研磨やステンレスの洗浄目的で用いられ、また、鉄鋼業等で原料として使用するホタル石に含まれています。海水中では自然状態で環境基準値を上回っているため、海域には環境基準が適用されないこととされています。また、海水の影響がある河川・湖沼にある環境基準点も評価から除外されています。	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じます。
ほう素	ほう素は自然界で多くはほう砂などとして存在し、温泉水や海水中には比較的高濃度で存在しています。電気めっき工程の緩衝剤・めっき液として、また塗薬等製造工程などで用いられています。この他、石炭火力発電所に使用される石炭中にほう素が含まれています。海水中では自然状態で環境基準値を上回っているため、海域には環境基準が適用されないこととされています。また、海水の影響がある河川・湖沼にある環境基準点も評価から除外されています。	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等の症状が生じます。動物実験ではラットの体重増加抑制等の影響が見られます。
1,4-ジオキサン	塩素系溶剤の安定剤、洗浄用溶剤、その他溶剤等に含まれています。水と混和し、水の蒸発に伴いある程度は揮散すると思われるが、水中では難分解性です。	ヒトの皮膚、眼、気道粘膜に対し刺激性を有します。実験動物では発がん性が認められるものの、ヒトでの発がん性に関しては十分な証拠が得られていません。

■水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	トリス(1-ヒドロキシエチル)アミン	0.01 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下	フッ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
トリス(1,2-ジクロロエチル)アミン	0.04 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,4-ジクロロベンゼン	0.05 mg/L以下	—	—

〔備考〕

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質汚濁に係る環境基準(水底の底質を除く。)

ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下
---------	--------------

〔備考〕ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

① 河川(湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質濃度(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔備考〕

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

〔注〕

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

② 湖沼

a（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔備考〕

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級並びに水産3級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道 1,2,3級 (特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

③ 海域

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

〔備考〕

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌数70MPN/100mL以下とする。
- 2 CODの測定方法で、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全炭
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の 適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

〔備考〕

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

■ 水質汚濁防止法における規制
ア 有害物質に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L (R6.4.1現在)
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
1,1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10 mg/L、海域 230 mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L、海域 15 mg/L
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備 考	
1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に係る事業場に属する排水については、当分の間、適用しない。	

イ 生活環境項目に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

	項 目 (単位)	許 容 限 度
一 般 項 目	水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6、海域に排出されるもの 5.0 ~9.0
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	浮遊物質(S.S) (mg/L)	200 (日間平均 150)
	大腸菌群数 (1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
特 殊 項 目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) (鉱油類含有量)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) (動植物油脂類含有量)	30
	フェノール類含有量 (mg/L)	5
	銅含有量 (mg/L)	3
	亜鉛含有量 (mg/L)	2
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	10
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10
	クロム含有量 (mg/L)	2
	窒素含有量 (mg/L)	120 (日間平均 60)
	燐含有量 (mg/L)	16 (日間平均 8)

〔備考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

ウ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（上乘せ排水基準）

(昭和46年12月24日 広島県条例第69号)

(平成15年10月7日 広島県規則第69号)

項目	許 容 限 度						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.5~9.0
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90 (日間平均70)	—	160 (日間平均120)	—	160 (日間平均120)	—	—
化学的酸素要求量 (mg/L)	—	50 (日間平均40)	—	85 (日間平均65)	—	120 (日間平均90)	130 (日間平均100)
浮遊物質 (mg/L)	90 (日間平均70)		90 (日間平均70)		200 (日間平均150)		200 (日間平均150)
ルマルハチン抽出物質含有量 (動植物油脂類) (mg/L)	8		8		20		20
ルマルハチン抽出物質含有量 (鉱油類) (mg/L)	5						
フェノール類含有量	5						
銅含有量	3						
亜鉛含有量	2						
溶解性鉄含有量	10						
溶解性マンガ含有量	10						
クロム含有量	2						
大腸菌群数[個/cm ³]	(3,000)						
温度	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

〔備考〕

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排水水について適用する。
- 3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- 4 「第1種水域」とは、第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域をいう。
- 5 「第2種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域をいう。
 - ① 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川
 - ② 日浦橋から上流の瀬野川
 - ③ 二級貯水池から上流の黒瀬川
 - ④ 郷六橋から上流の高野川
 - ⑤ 新興橋から上流の三津大川
 - ⑥ 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川
 - ⑦ 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み、椋梨川及び仏通寺川を除く。）
 - ⑧ 島地域におけるすべての河川
 - ⑨ 第3種水域の①及び②に掲げる河川に接続する公共用水域
(湖沼及び専ら廃液又は汚水を放流する水路を除く。)
- 6 「第3種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼をいう。
 - ① 郷六橋から下流の高野川
 - ② 新興橋から下流の三津大川
 - ③ 上記に掲げる第3種水域の河川に接続する公共用水域のうち、専ら廃液又は汚水を放流する水路
 - ④ その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
- 7 「第4種水域」とは、陸岸の地先海域をいう。

エ ダイオキシン類対策特別措置法による排出水に係る排出基準

■ 排出水に係る排出基準値

(平成11年12月27日 総理府令第67号)

番号	施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る。 ^{備考1} ）から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設であって、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。）	
19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場又は事業場から排出される水（これらの施設に係るものに限る。の処理施設（これらの施設に係るものに限る。（下水道終末処理施設を除く。）	

〔備考〕

- 1 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とする。
- 2 排水基準の遵守義務又は改善命令違反の場合は、罰則規定がある。

3 土壌関係

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

(環境庁告示第46号 平成3年8月23日)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05 mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002 mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1 mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05 mg以下であること。

(注) 1 この環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく

土壌汚染に係る環境基準

ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下
---------	-----------------

(注) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

(2) 土壤汚染対策法における規制

■ 特定有害物質と指定基準

(平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号、平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

特定有害物質 (法第 2 条)		指定基準 (法第 5 条)		地下水基準 (mg/L)
		土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)	
クロロエチレン	(第 1 種特定有害物質) 揮発性有機化合物	—	0.002 以下	0.002 以下
四塩化炭素		—	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		—	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		—	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン		—	0.04 以下	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン		—	0.002 以下	0.002 以下
ジクロロメタン		—	0.02 以下	0.02 以下
テトラクロロエチレン		—	0.01 以下	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン		—	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		—	0.006 以下	0.006 以下
1,4-ジオキサン		—	—	—
トリクロロエチレン		—	0.01 以下	0.01 以下
ベンゼン		—	0.01 以下	0.01 以下
カドミウム及びその化合物		(第 2 種特定有害物質) 重金属等	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物	250 以下		0.05 以下	0.05 以下
シアン化合物	50 以下 (遊離シアンとして)		検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物	15 以下		0.0005 以下	0.0005 以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	150 以下		0.01 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物	150 以下		0.01 以下	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	150 以下		0.01 以下	0.01 以下
フッ素及びその化合物	4,000 以下		0.8 以下	0.8 以下
ホウ素及びその化合物	4,000 以下		1 以下	1 以下
銅	—	—	—	
シマジン	(第 3 種特定有害物質) 農薬等	—	0.003 以下	0.003 以下
チウラム		—	0.006 以下	0.02 以下
チオベンカルブ		—	0.02 以下	0.006 以下
ポリ塩化ビフェニル		—	検出されないこと	検出されないこと
有機リン化合物		—	検出されないこと	検出されないこと

4 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準（抜粋）

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

単位：デシベル

区分	地域の類型	車線	昼間	夜間
			6時～22時	22時～6時
一般地域	AA	/	50以下	40以下
	A及びB		55以下	45以下
	C		60以下	50以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)		70以下	65以下

(注)

- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

〔備考〕

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15mまでの範囲、また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20mまでの範囲をいう。
- 3 環境基準の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準値

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

イ 地域の類型指定

地域の範囲	地域の区分	類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m (橋りょう構造に係る部分については400m) 以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域 の地域並びに未規制地域	㊦
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域 (工業専用地域を除く。)の地域	㊧

ウ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係 る期間	工事中新幹線鉄道に 係る期間	新設新幹線鉄道に係 る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年 以内	
	ロ 10年以内			
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年 以内	

〔備考〕

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準値

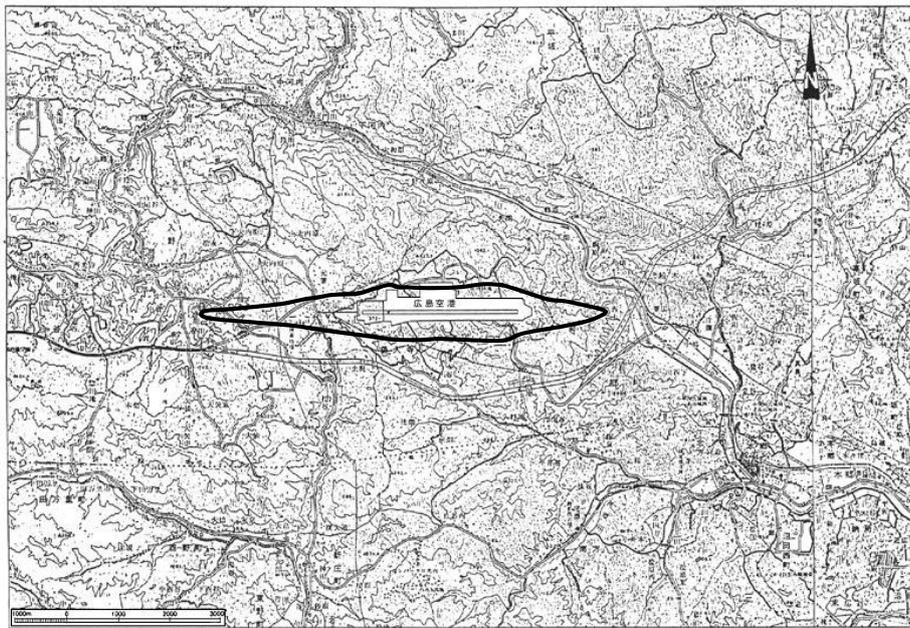
(昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号)
 単位：L_{den} (デシベル)

地域の類型	基準値
I	57 以下
II	62 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

イ 地域の類型指定

類型	区分	地域の範囲
II	広島空港	三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、下図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域



「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地図(竹原、尾道)を使用したものである。」

(注) 図中の一点線は、広島県立中央森林公園の敷地境界線である。

ウ 達成期間

飛行場の区分		達成期間
新設飛行場		直ちに
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	5年以内
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A
	成田国際空港	B
	第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10年以内
		10年をこえる期間内に可及的速やかに

(4) 自動車騒音の限度

ア 騒音の限度

(騒音規制法第 17 条、平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

区域の区分	限度 (デシベル)	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える場合は 20m までの範囲)	75	70

〔備考〕

- 1 a 区域：専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域：主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち代表すると認められる 3 日間について行う。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和 48 年 広島県告示第 171 号)

区域の区分	区域の範囲
a 区域	騒音規制区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域 (都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。) に属する地域
b 区域	騒音規制区域の区分が第 2 種区域 (前項に規定する地域を除く。) に属する地域
c 区域	騒音規制区域の区分が第 3 種地域及び第 4 種区域に属する地域

(5) 騒音に関する規制

ア 特定工場等における騒音の規制基準

■特定工場等における騒音の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第35条別表第11、昭和48年 広島県告示第171号)

区域の区分		時間の区分	許容限度(デシベル)		時間の区分	
種別	地域		法	条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00 朝	
		朝・夕	45	45		
		夜間	45	45	8:00 昼 間	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55		18:00 夕
		朝・夕	50	50		
		夜間	45	45		
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	昼間	60	65	22:00 夜 間	
		朝・夕	60	65		
		夜間	50	55		
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む。)	夜間	70	70	6:00	
		朝・夕	70	70		
		夜間	60	65		

〔備考〕

- 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

■騒音関係特定施設

(騒音規制法施行令第1条別表1、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第34条別表第10)

特定施設の名称		規模又は能力				用途
		騒音		音		
		法	条例			
金	圧延機械	1	イ	定格出力の合計が22.5kW以上のもの		回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械
	製管機械		ロ	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ベンディングマシン (ロール式のものに限る)		ハ	定格出力の合計が3.75kW以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称
	液圧プレス (矯正プレスを除く。)		ニ	すべての施設		水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	機械プレス		ホ	呼び加圧能力が294kN以上のもの		被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機		ヘ	定格出力が3.75kW以上のもの		一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	鍛造機		ト	すべての施設		金属を加熱し、圧力を加えるか、たいてい成型する機械
	ワイヤーフォーミングマシン		チ	すべての施設		線材又は針金を加工する機械
	ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く。)		リ	すべての施設		鉄片、砂等を鑄物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	タンブラー		ヌ	すべての施設		鑄造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
工	切断機 (条例名称：高速度切断機)	1	ル	砥石を用いるものに限る。	ハ	砥石を用いるものを除く。 金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
	ル やすり目立機				イ	すべての施設 刃の連続的な上下運動により、なまし鉄にやすり目を刻む機械
	ヲ 旋 盤				ロ	定格出力が3.75kW以上のもの 工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
	ワ 型削盤				ハ	定格出力が3.75kW以上のもの 小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。)
	カ 平削盤				ニ	定格出力が7.5kW以上のもの 長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。)
	ヨ 金属研磨機 (移動式のものを除く。)				ホ	すべての施設 砥石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
機						

特定施設の名称	規模又は能力					用途	
	騒		音				
	法		条	例			
空気圧縮機及び送風機	2	—	定格出力が7.5kW以上のもの	2	—	定格出力が7.5kW未満3.75kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	3	—	定格出力が7.5kW以上のもの				【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎等に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
織機 (原動機を用いるものに限る)	4	—	すべての施設				繊維糸を織物として織り上げる機械
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く。)	5	混練容量が0.45立方メートル以上のもの				コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
	アスファルトプラント		混練機の混練重量が、200kg以上のもの				機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	コンクリートブロックマシン			3	—	すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	コンクリート管製造機械						コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	コンクリート柱製造機械						
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	6	—	定格出力が7.5kW以上のもの				小麦等を粉碎する機械

特定施設の名称		規模又は能力					用途	
		騒音						
		法		条例				
木材加工機械	ドラムバーカー	7	イ	すべての施設			—	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	チップパー		ロ	定格出力が2.25kW以上のもの			—	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
	砕木機		ハ	すべての施設			—	砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	帯のこ盤		ニ	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のもの		イ	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のこ盤		ホ	定格出力が2.25kW以上のもの		ロ	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	かな盤		ハ	定格出力が2.25kW以上のもの		ハ	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
抄紙機	8	—	すべての施設			—	パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される	
印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	9	—	すべての施設			—	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機						—	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械	
合成樹脂用射出成形機	10	—	すべての施設			—	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械	
鋳造型機 (ジョルト式ものに限る)	11	—	すべての施設			—	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を造る機械	
ダイカストマシン				5	—	すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械	
オシレートコンベア				6	—	すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア	
電動発電機				7	—	すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置(鋳物溶解の熱源として使用)	

イ 特定建設作業騒音の規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)
(昭和48年 広島県告示171号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デバ)	禁止される 作業時間	1日の 作業の 許容時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけんを除く。) くい抜機、くい打くい抜機 (圧入式、アースオーガー 併用を除く。) ②びょう打機 ③さく岩機 (移動距離50m以上を除く。) ④空気圧縮機 (電動機以外の原動機で 定格出力が15kW以上) ⑤コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上) アスファルトプラント (混練重量200kg以上) ⑥バックホウ (原動機の定格出力が 80kW以上) ⑦トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW以上) ⑧ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW以上)	第1号 区 域	85	午後7時 から 午前7時 まで	10 時間	6日 以内	日曜日 その他 の休日 には行 わない こと
	第2号 区 域		午後10時 から 午前6時 まで	14 時間		

〔備考〕

- 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域にあって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。
- 5 ⑥、⑦、⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

ウ 音響機器音等の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第45条別表第14)

種類	区域の区分	時間の区分	許容限度	備考
	地域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	朝 5:00 ～8:00	45デシベル	(適用除外) 条例第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 法令により認められた事項のためにするとき。 2 広報その他で公共のためにするとき。 3 時報(23時から5時までを除く。)のためにするとき。 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	昼 8:00 ～ 19:00	50デシベル	
	第1種住居地域 第2種住居地域及び 準住居地域並びに これらに相当する地域	夕 19:00 ～ 23:00	45デシベル	
		夜 23:00 ～5:00	45デシベル	
第2種区域	① 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00 ～8:00	55デシベル	(拡声放送に関する規制) 条例第59条 拡声放送を行う場合にはこの表の定める音量に5デシベルを加えた音量を許容限度とし、次の事項を遵守しなければならない。 1 5月から8月までの間においては21時から7時まで、その他の期間においては20時から7時までの間は放送しないこと。 2 継続して放送する場合は、移動して行う場合を除き、1時間につき45分を超えて放送しないこと。 3 50m以内の距離で、異なる放送を同時に行わないこと。 4 地上8m以上の高さから放送しないこと。
	② 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼 8:00 ～ 19:00	65デシベル	
		夕 19:00 ～ 23:00	55デシベル	
		夜 23:00 ～5:00	50デシベル	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00 ～8:00	65デシベル	(深夜騒音) 条例第57条 午後11時から午前5時までの間は、屋内・屋外のいずれから発する場合においても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。
		昼 8:00 ～ 19:00	75デシベル	
		夕 19:00 ～ 23:00	65デシベル	
		夜 23:00 ～ 5:00	60デシベル	

(6) 振動に関する規制

ア 特定工場等における振動の規制基準

■ 工場振動の規制基準

(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制地域の区域区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	騒音規制地域の区域区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	65デシベル以下	60デシベル以下

〔備考〕

- 1 振動の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

■ 特定施設の名称(規模又は能力)

(振動規制法施行令第1条別表1)

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のもの)
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のもの)
- 2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)
- 4 織機(原動機を用いるもの)
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの)
 - ロ コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)
 - ハ コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
(カレンダーロール機以外のもので
原動機の定格出力が30kW以上のもの)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機(ジョルト式のもの)

イ 道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則第12条別表第2)

(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)	区域の範囲
第1種区域	65デシベル	60デシベル	騒音の規制地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	70デシベル	65デシベル	騒音の規制地域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

〔備考〕

- 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

ウ 特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則第 11 条別表第 1)
(昭和 53 年 広島県告示第 58 号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 ($\mu\text{m/s}$)	禁止される 作業時間	1日の作業 の許容時間	連続作 業の許容 期間	休日 作業の 禁止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機(油圧式を除く。) くい打くい抜機 (圧入式を除く。) ②鋼球を使用して、建築物等を破壊する作業 ③舗装版破砕機 (移動距離50m以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離50m以上を除く。)	第1号区域	75	午後7時から 午前7時まで	10 時間	6日以内	日曜日 その他の 休日には 行わない こと
	第2号区域		午後10時から 午前6時まで	14 時間		

〔備考〕

- 1 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

(7) 規制区域の区分

ア 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車騒音・振動の限度との関係

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る 規制区域の 区分	振動に係る 規制区域の 区分	自動車騒音・振動の 限度	
地域の類型	類型 区分				騒音	振動
専ら住居の用に供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種区域	第1種区域	a区域	第1種区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種地域			
主として住居の用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種地域		b区域	
相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域 (工業専地域を除く)	c地域	第2種区域
		工業地域 工業専用地域	第4種区域			

(関係告示)

- ・騒音に係る環境基準の類型の指定：平成11年 広島県告示第149号
- ・騒音の規制に関する定め：昭和48年広島県告示第171号
- ・振動の規制に関する定め：昭和53年広島県告示第58号

イ 区域の区分と範囲

(平成29年10月16日 東広島市告示第469号)

■騒音規制区域

区域の区分	区域の範囲
第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
第二種区域	第一種及び第二種中高層住居専用地域、並びに第一種及び第二種住居専用地域、並びに準住居地域の定めのある地域、並びに西条町のうち西条、寺家(黒瀬川左岸線以東の地域に限る。)、西条東北町、下見(黒瀬川左岸線以北並びに県道吉川西条線と市道下見中郷線との交差点以北の県道吉川西条線及び当該交差点以南の市道下見中郷線以東の地域に限る。)、下三永(一般国道2号以南かつ県道下三永吉川線以北の地域に限る。)、御園宇、吉行、土与丸、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目及び助美、西条末広町、鏡山二丁目、鏡山三丁目、西条中央四丁目、八本松町のうち正力、米満(黒瀬川左岸線以東の地域に限る。)、飯田(市道原志和東線以東の地域に限る。)、宗吉(市道原志和東線以東の地域に限る。)、原(県道原西条線と市道西山光路線との交差点を起点とし、同市道、県道吉川西条線、市道安出川光路線、温井川右岸線、県道津江八本松線、市道前長沢5号線、市道前長沢6号線、市道河内田1号線及び県道原西条線を結ぶ線に至る線で囲まれた地域(3316番地1から3316番地27までの地域を除く。))、吉川(原との境界線と市道原清水原線との交差点を起点とし、同市道、県道津江八本松線、県道下三永吉川線、市道東郷10号線、市道東郷4号線、県道津江八本松線及び同境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、八本松東七丁目(一般国道486号以北の地域に限る。)、八本松飯田四丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、高屋町のうち白市、袴山(市道土与丸中島線以南の地域に限る。)、宮領、中島、志和町のうち志和西(主要地方道瀬野川福富本郷線以西かつ市道志和西志和堀線以東及び主要地方道瀬野川福富本郷線以西かつ市道半田堂団線以東の地域に限る。)、志和堀(主要地方道東広島白木線と主要地方道瀬野川福富本郷線との交差点を起点として、主要地方道瀬野川福富本郷線、市道志和堀東17号線、同主要地方道、市道志和堀東28号線、同主要地方道、市道志和堀東34号線、市道志和堀東9号線、市道志和堀東8号線、市道志和堀東3号線及び主要地方道東広島白木線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。)、黒瀬町のうち国近(字堤溝、字林、字清水ケ尻、字水渡、字竹添、字古土井、字柳坪の地域に限る。)、小多田(字梶屋迫、字竹ノ前、字竹ノ内、字中通、字市沖、字石河原、字中ノ畔の地域に限る。)、南方(字下広地、字下竹保、字広地、字浄善坊、字西古川、字宮迫の地域に限る。)、宗近柳国(字土取、字榎田、字火掛田、字川田迫、字上ノ台、字漢手、字原の地域に限る。)、乃美尾(字西市ノ堂、字東市ノ堂、字沖条、字ハツ溝、字吉ノ池、字八幡、字金蔵寺宮山、字荒谷、字東門前、字西門前、字門前の地域に限る。)、大多田(字沖之原、字新田、字田中の地域に限る。)、丸山(字榎原、字真ノ本、字市原、字中筋、字神洗川、字上野原、字井手ノ下、字池ノ尻、字山添、字王前、字才ノ原、字白ノ詰の地域に限る。)、榎原、市飯田(字城ケ原、字上房田、字下房田、字風呂ノ迫、字岡ノ台、字東ノ台、字久保郷、字新屋田、字向イ原、字田屋ノ台、字中畝、字御堂原、字下市、字小谷、字藁茅の地域に限る。)、上保田(字西畦、字中畦、字東畦、字天神原、字沢田、字房田郷、字扇原、字西ノ段の地域に限る。)、菅田(字西本郷、字原、字天神原、字澤田、字扇東の地域に限る。)、川角(字下幸本、字上幸本及び字宮中の地域に限る。)、福富町のうち上竹仁(字吉原及び字桑木の地域に限る。)、下竹仁(字溝下、字泉、字甲田山(1300番地、1302番地、1303番地、1307番地

	<p>の地域に限る。)、字八ヶ坪、字金良(926番地から952番地までの地域を除く。)、字広兼、久芳(字柳道、字廣田及び字奈良の木の地域に限る。)、上戸野(字反近、字川内、字川口(3786番地3、3788番地1から3796番地までの地域を除く。))、字貞助(2038番地から2043番地までの地域に限る。)、豊栄町のうち清武(字後堀山、字未定、字木石、字本郷、字古市、字原田、字大町山、字河原、字国造の地域に限る。)、安宿(字台尻、字肥加、字清水の地域に限る。)、乃美(字涼堂、字松之本、字岸本、字祖根田、字黄幡、字久国、字鎮守鼻、字貴船、字雲雀田、字北垣内、字宗吉、字行宗の地域に限る。)、吉原(字和田、字馬場田、字元広沖の地域に限る。)、鍛冶屋(字仲屋、字仲山、字宇立、字原、字下ヶ坪、字諏訪、字上ヶ坪、字網ヶ迫、字中ヶ坪の地域に限る。)、能良(字燕岩山、字西ヶ原の地域に限る。)、河内町のうち下河内(字串ヶ平の地域に限る。)、安芸津町のうち木谷(字吉貴田、字原、字東原、字下野谷(市道木谷尻下野谷線以西の地域に限る。))、字木谷尻(市道新宮線以西の地域に限る。))、三津(字加計、字堂ヶ原の地域に限る。)、小松原(字宮之首、字早稲田、字庄田(西日本旅客鉄道呉線以南の地域に限る。))、字山根垣内(市道下条吉原1号線、市道下条吉原2号線以东の地域に限る。))、字小浜(市道宮ノ池ヶ原線以东の地域に限る。))、字大番、字新開の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p>
<p>第三種区域</p>	<p>近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域、並びに西条町のうち下見(主要地方道馬木八本松線以西かつ県道吉川西条線以北の地域に限る。))、八本松町のうち米満(黒瀬川右岸線以西かつ一般国道486号以北の地域に限る。))、飯田(高速自動車国道山陽自動車道以南かつ市道原志和東線以东かつ市道中組15号線以东かつ県道造賀八本松線以北の地域に限る。))、八本松西(市道八本松10号線以西かつ一般国道2号以南275メートルの範囲内の地域に限る。))、原(寺家との境界線と県道原西条線との交差点を起点とし、同県道、市道千野丸6号線、主要地方道馬木八本松線、下見との境界線、県道吉川西条線、温井川左岸線、市道上曾場前長沢線、主要地方道馬木八本松線、市道八本松南33号線、八本松南六丁目との境界線、八本松南七丁目との境界線及び寺家との境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域、3316番地1から3316番地27までの地域並びに戸石川左岸線と県道吉川西条線との交差点を起点とし、同県道、市道西山光路線、県道原西条線、市道西山1号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原1号線、市道出ヶ原6号線、市道出ヶ原5号線、市道原清水原線、県道津江八本松線、市道出ヶ原市条線、吉川との境界線、田口との境界線、温井川右岸線及び戸石川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))、吉川(市道原清水原線と市道出ヶ原市条線との交差点を起点とし、市道出ヶ原市条線、市道市条4号線、県道津江八本松線、古河川左岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、市道東郷4号線、市道東郷10号線、県道下三永吉川線、県道津江八本松線及び市道原清水原線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))、八本松南一丁目、八本松東五丁目(市道八本松中学校線以北の地域に限る。))、八本松飯田三丁目、八本松飯田九丁目、高屋町のうち杵原(一般国道375号以东、県道西高屋停車場線以西かつ主要地方道東広島本郷忠海線以北及び市道造賀37号線以西の地域に限る。))、稲木、松山(市道土与丸中島線以南の地域を除く。))、大島、郷、小谷、造賀(一般国道375号と市道造賀西36号線との交差点を起点とし、同市道、市道造賀西34号線、市道造賀西17号線、市道造賀西19号線、市道造賀西22号線、市道大谷線、市道造賀西7号線、市道恋文字線、市道造賀西65号線及び同国道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))、志和町のうち別府(主要地方道瀬野川福富本郷線と市道別府南12号線との交差点以北の同市道、林道王地ヶ谷線以东かつ県道小河原志和線、市道別府南27号線以南の地域及び主要地方道瀬野川福富本郷線以东の地域に限る。))、冠(県道志和インター線以东の地域及び同県道以西かつ冠川左岸線以北の地域に限る。))、七条桜坂、志和東(高速自動車国道山陽自動車道以北かつ六日市橋の地点以南(県道東広島白木線の外側500メートルの範囲内の地域に限る。))、志和堀(関川右岸線以东かつ東川左岸線以西の地域に限る。))、黒瀬町のうち国近(字松崎山、字松崎の地域に限る。))、宗近柳国(字下木原、字下原、字中河原及び字外ト開の地域に限る。))、乃美尾(字前平、字向梅ノ木の地域に限る。))、川角(字向井の地域に限る。))及び市飯田(字遠見ヶ畝、字大河角、字上ノ段、字狐ヶ城、字長尾の地域に限る。))、福富町のうち久芳(字谷河内、字円明寺、字竹添(3854番地、3870番地1から3873番地までの地域を除く。))、字金口(1549番地1から1550番地3までの地域に限る。))、字戸鼻(4259番地1から4266番地まで、4274番地、4277番地、4315番地から4324番地までの地域に限る。))、河内町のうち中河内(字正尺、字大道、字奥条東の地域に限る。))、安芸津町のうち小松原(字打木谷、字河口尻、字大奈、字保野、字得領、字中之迫(それぞれ西日本旅客鉄道呉線以东の地域に限る。))の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p>
<p>第四種区域</p>	<p>工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに八本松飯田二丁目の地域のうち用途地域の定めのない地域</p>

〔備考〕

この表に掲げる地域(用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。)は、平成17年2月7日における行政区画その他の地域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

(平成29年10月26日 東広島市告示第471号)

■振動規制区域

区域の区分	区域の範囲
<p>第一種区域</p>	<p>騒音規制区域の区分が第1種区域(黒瀬町及び安芸津町の地域を除く。))及び第2種区域(黒瀬町、福富町、豊栄町及び安芸津町の地域を除く。))に属する区域</p>
<p>第二種区域</p>	<p>騒音規制区域の区分が第3種区域(黒瀬町、福富町及び安芸津町の地域を除く。))及び第4種区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工場専用地域、黒瀬町及び安芸津町の地域を除く。))に属する区域</p>

※騒音規制法及び振動規制法における規制区域図については、「ひがしひろしまっぴ

(<https://www.sonicweb-asp.jp/higashihiroshima/>)で閲覧することができます。なお、広島県生活環境の保全等に関する条例における規制区域図は掲載していません。「ひがしひろしまっぴ」掲載の都市計画の用途地域図と音響機器音等の規制基準(p97)を照らし合わせてご利用ください。

5 悪臭関係

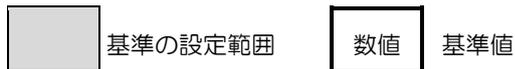
(1) 悪臭物質の規制基準値と主要発生源

(平成 14 年 広島県告示第 1199 号)

悪臭物質名	規制基準値	に お い	主な発生工場・事業場
アンモニア NH ₃	1 ppm	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化水素 H ₂ S	0.02 ppm	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002 ppm	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005 ppm	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
プロピオンアルデヒド CH ₃ CH ₂ CHO	0.05 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	0.009 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCHO	0.02 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	0.009 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	0.003 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	0.9 ppm	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	3 ppm	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	1 ppm	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン C ₆ H ₅ CH ₃	10 ppm	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン C ₆ H ₅ CH=CH ₂	0.4 ppm	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	1 ppm	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	0.05 ppm	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	0.001 ppm	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	0.001 ppm	濡れた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	0.0009 ppm	濡れた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	0.03 ppm	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等

〔備考〕 東広島市は特定悪臭物質の濃度規制区域には指定されていない。

(2) 悪臭物質の濃度と臭気強度との関係



(昭和47年 総理府令第39号)
 (平成14年 広島県告示第1199号)
 単位：ppm

臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
臭気の強さの程度	やっと感じられる	弱いにおい	—	らくに感じられる	—	強いにおい	強烈なおい
物質							
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
プロピアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルペンチルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソペンチルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソフタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2

(3) 悪臭関係特定施設（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第46条別表第15）

番号	施設 の 名称	規模 又は 能力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	—
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6か月以上の豚100頭（特別地域内においては、50頭）以上、養鶏業にあつては生後30日以上の子鶏5,000羽（特別地域内においては500羽）以上を飼養し、又は収容できるものであること。

〔備考〕 特別地域とは、下表に掲げる地域をいう。

特別地域の区域
昭和四十九年四月二十日における西条岡町、西条本町、西条上市町、西条朝日町、西条栄町、西条昭和町、西条御条町、西条大坪町、西条町（大字吉行字伽藍・字実井田・字尼寺、大字土与丸字大林寺谷・字未成・字五反田、大字御園宇字石ヶ瀬、大字寺家字久保之谷・字猿屋敷・字孤原、大字西条東字小西に限る。）、八本松町（大字飯田、大字正力、大字米満、大字宗吉、大字原字上曾場・字宮西・字宮東・字馬場台に限る。）、高屋町（大字中島、大字白市、大字小谷一、一三番地から一、一六番地まで及び三、二一七番地から三、七〇八番地まで、大字造賀二、七三二番地から二、八三一番地まで及び三、五五〇番地から三、七五二の二番地までに限る。）、平成十七年二月七日における黒瀬町（乃美尾に限る。）、同日における河内町（中河内中島・本町一丁目・本町二丁目・元町一丁目・元町二丁目・元町三丁目・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・深山通りに限る。）、同日における安芸津町（三津横川・向組・橋上・橋下・出川・中町・大和・敷島朝日・本町・市之町・中北浜・東浜一・東浜二・西浜・祇園町・榊山・西海岸通に限る。)

(4) 臭気指数の規制基準値

ア 敷地境界における基準

区域の区分		臭気指数 (許容限度)
東広島市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	12
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域ならびに用途地域の定めのない地域	15

イ 排水の敷地境界における基準

$I_w = L + 16$ $I_w : \text{排水の臭気指数}$ $L : \text{事業所の敷地境界線における規制基準として定められた値（上表の臭気指数）}$
--